

埼労発基0510第7号
令和5年5月10日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を
改正する指針」について

標記について、令和5年4月27日付け基発0427第3号をもって、厚生労働
省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対す
る周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。